

# 「(仮称) 原水駅周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

## 【全体事項】

(1) 環境影響評価は、事業の実施が環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、さらにその措置がとられた場合における環境影響を総合的に評価するものであり、これらにより事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するものである。

評価書の作成に当たっては、その時点の事業計画を踏まえ適切な事前の予測又は評価に努め、その結果を用いて環境保全措置を検討すること。

## 【大気環境】

### ＜全般＞

(1) 土地又は工作物の存在及び供用に係る大気質、騒音及び振動の予測及び評価の前提条件として用いている計画交通量は、対象事業実施区域及びその周辺における今後の道路の整備状況等によって変化することが想定される。

そのため、評価書の作成及び事業の実施に当たっては、その時点における最新の計画交通量を確認するとともに、計画交通量が増加している場合等、必要に応じて再度予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

### ＜騒音＞

(1) 騒音の予測結果については、環境基準又は特定建設作業の規制基準との比較により評価しているが、地点によっては現況の騒音レベルが低い地域がある。

そのため、事業の実施に当たっては、騒音について地域住民や施設等へ聞き取りを行うなど、コミュニケーションを図り、環境配慮に努めること。

また、必要に応じて、追加の環境保全措置を検討すること。

(2) 建設機械の稼働に係る騒音について、環境保全措置による低減効果を反映した予測結果は、規制基準を遵守するために必要な離隔距離により示されているが、環境保全措置を講じた場合の各予測地点(St. 1 及び S. t2)における予測結果を示すこと。

(3) 自動車の走行に係る騒音については、事業実施後に想定している用途地域に設定される環境基準との比較により評価しているが、騒音に係る環境基準の類型の適用は、実際の用途地域の指定の状況によって異なる。

また、予測結果は、予測地点において適用が想定される「幹線交通を担

う道路に近接する空間」及び「道路に面する地域」における環境基準は満足しているが、同一の用途地域内で上記以外の地域区分に適用される基準値は超過している状況である。

そのような中、本事業により新設又は改良を行う道路若しくは既存の道路の周辺に宅地等が造成されることにより、当該宅地等に居住する住民への騒音に係る影響が懸念される。

そのため、事業の実施及び事後調査の実施に当たっては、指定が予定されている又は指定されている用途地域等に応じた環境基準を満たすよう必要な環境保全措置を講じるとともに、騒音による環境影響の更なる低減のための追加の環境保全措置を検討すること。

## 【水環境】

### ＜水象＞

(1) 対象事業実施区域からの雨水の流出による河川の流量への影響については、工事中及び供用後の流量の変化を予測し、その影響について評価するとともに、本事業による影響が予測される場合には、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

なお、当該予測等に当たっては、以下の影響についても予測及び評価を実施すること。

- ①工事中における雨水の流出量の減少による影響
- ②水質（水の濁り）に係る環境保全措置として検討している裸地面積を減少させた場合の影響

### ＜水質＞

(1) 工事の実施に係る水の濁りの予測に当たっては、対象事業実施区域内の土壤の土質の調査結果を用いているが、本事業では不足土量を対象事業実施区域外から搬入し盛土を行う計画であるため、搬入する土壤の土質によっては水の濁りの程度が異なることが想定される。

そのため、事業の実施に当たっては、盛土に用いる土壤の土質や実際に工事を行う位置及び面積に応じ、仮設沈砂池の設置に当たっての環境の保全に関する基準又は目標としている浮遊物質量を考慮したうえで、必要な仮設沈砂池の配置又は容量等を検討すること。

また、水の濁りに係る事後調査の結果、河川の水質への影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を検討し、当該措置を講じること。

### ＜地下水＞

(1) 白川中流域の地下水かん養量に対する本事業による地下水かん養量の変化の予測に用いている白川中流域及び熊本地域全体のかん養量について、その出典等が示されていないため、最新の情報を確認するとともに、その出典等を明記すること。

また、対象事業実施区域周辺では本事業以外にも開発事業が行われております、周辺のかん養量は今後も変化していくことが予想される。

そのため、地下水かん養量の変化の予測に当たっては、対象事業を実施

する時期におけるかん養量を推計するなど、適切な予測とすること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、熊本地域における地下水の水量の保全上、特に重要なかん養域であるため、事業によるかん養量の減少の最小化を図る必要がある。

洪水調整池の設置により地下水のかん養を行う旨が記載されているが、それでもなお、開発により年間 100 万  $m^3$  以上の地下水かん養量の減少が見込まれている。

そのため、事業の実施に当たっては、対象事業実施区域内の緑化及び浸透性舗装の整備並びに対象事業実施区域外における水田湛水事業の推進等により、更なる地下水のかん養に努めること。

## 【生態系】

### ＜全般＞

- (1) 対象事業実施区域内で確認されている重要な種の大半及び生態系（典型性）の注目種として選定されているゲンジボタルは、対象事業実施区域及びその周辺の水路において生息又は生育が確認されている。

そのため、事業に伴う水路の改修に当たっては、以下の点に留意すること。

- ①準備書に記載している環境保全措置（予測結果を踏まえ追加検討したもの）を確実かつ的確に実施すること。
- ②これらの種の生息等の環境を保全又は創出するため、土羽の保全や形成等を検討すること。
- ③事後調査の結果、事業によるこれらの種の生息等への影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を検討し、当該措置を講じること。